

新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付の償還猶予について

償還開始時において、下記の要件に該当する場合は申請に基づき償還を猶予することができます。

※償還開始1ヶ月前から申請を受け付けます。

【償還猶予期間は、原則1年です。】

<申請方法>

- ◆ 償還猶予を希望する場合、下記問い合わせ先までご連絡ください。償還猶予申請書等を送付します。
- ◆ 申請いただいた書類の返還はいたしません。
- ◆ 償還が開始している複数の資金（及び償還開始日が同じ複数の資金）については、まとめて申請が可能です。

<対象となる要件・申請に必要な書類>

- ◆ 必要書類は、以下2点が揃わない場合は受付できません。

(1) 償還猶予申請書

(2) 下記について借受人が該当する項目の証明書類（いずれか1つ。コピー可。）

償還猶予の要件	必要書類
① 地震や火災等に被災した場合	被災証明書、り災証明書等の被災したことが確認できる資料（令和2年3月以降のもの）
② 病気療養中の場合	診断書、病状証明書等の病気療養中であることが確認できる資料
③ 失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票等の失業又は離職中であることが確認できる資料
④ 奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く。）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる資料
⑤ 自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合	自立相談支援機関からの調査意見書（別紙指定様式）
⑥ 新潟県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合	左記要件を証明する書類（例） ・給料明細等の直近3ヵ月の収入を確認できる資料 ・売上が低下していることが分かる書類（自営業者の場合、令和元年の確定申告書および直近3ヵ月の売上が分かる書類） ・借金の残高通知や督促状等、多額の負債があることが分かる書類 ・公共料金を滞納していることが分かる書類

●申請書類送付先／お問い合わせ先●

新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-1 朝日生命新潟ビル7階

TEL 050-2018-8116 【受付時間：9時～17時（平日）】